

主要国のCBAM関連動向

2025年5月30日

EY新日本有限責任監査法人

目次

1. EU CBAMの動向	p. 3
2. UK CBAMの動向	p. 8
3. 主要6か国のEU CBAMに対する見解、自国におけるカーボンリーケージ対策の動向	p. 12
3-1. 米国の動向	p. 15
3-2. カナダの動向	p. 21
3-3. インドの動向	p. 27
3-4. タイの動向	p. 31
3-5. 台湾の動向	p. 37
3-6. 韓国の動向	p. 44

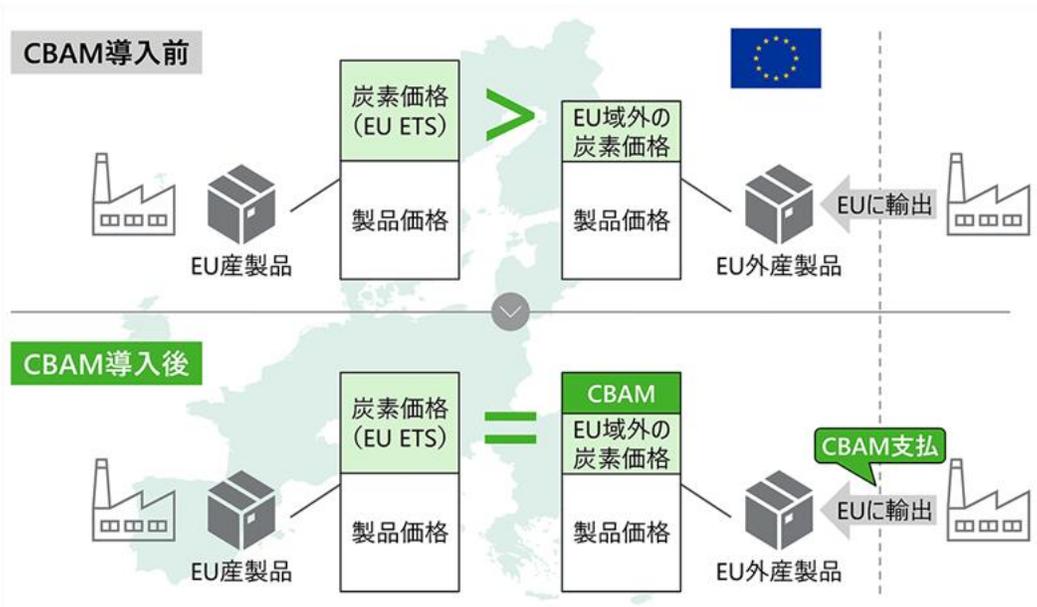
1. EU CBAMの動向

【EU】 EU CBAMの動向 (1/4)

EU CBAMの概要

- EUは、域外国からの高カーボンリーケージ製品の輸入について、製品当たり炭素排出量（体化排出量）に基づいて輸入課金を行う炭素国境調整措置（CBAM）の導入を決定。
- 2023年10月1日から、体化排出量や原産国で支払われた炭素価格等の情報を報告する義務が開始されている。実際の課金は、EU ETSにおける無償割当廃止のスピードに合わせて、2026年から2034年にかけて段階的に導入されていく。

<EU CBAMの仕組み>



<EU CBAMの要点>

項目	内容
対象セクター	アルミニウム、セメント、肥料、水素、鉄鋼、電力 ※上記各セクターにおける、CBAM規則で定める特性の製品のみが対象
対象排出量	体化排出量（embedded emissions）： EU域外から域内に輸入された対象製品の生産に伴う温室効果ガス排出量
規制対象者	対象製品をEU域外から輸入する域内の事業者
課金額	[輸入製品の体化排出量] × [EU ETSの排出枠価格に基づき設定される課金単価] ※対象製品について域外で炭素価格を支払っている場合、その費用を控除可

【EU】 EU CBAMの動向 (2/4)

EU CBAM規則簡素化法案の審議状況

欧州委員会

- ▶ 2025年2月、「政策目標を損なうことなく行政負担を軽減する」という目的のため、CBAMの簡素化・実効性強化を行う**CBAM規則の改正法案を提出**。

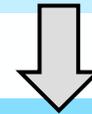


欧州議会における審議

- ▶ 5月13日までに、環境・気候・食品安全委員会（ENVI）等の関係各委員会にて、改正法案を審議・承認。
- ▶ 5月22日、**議会本会議でも改正法案を承認**。法案の最終化に向けたEU理事会との交渉マンデートを決定。



- ▶ 欧州議会とEU理事会の間での交渉・政治的合意、最終法案の欧州議会・EU理事会各々による正式承認を経て、法案が成立する見通し。
- ▶ 2025年中の法案成立・施行が目指されている。



EU理事会における審議

- ▶ 5月27日、改正法案に関する欧州議会との交渉に向けた自らの立場（negotiating position）を採択。法案の一部修正案も含んでいるものの、**基本的には改正法案を支持**。



【EU】 EU CBAMの動向 (3/4)

EU CBAMに関するドイツ新政権等の見解

- 2025年5月に選出されたメルツ首相率いる**ドイツ新政権は、CBAMやその簡素化提案に概して賛成**の立場。政権の連立協定では、CBAMに関して以下の記載がある。
 - ✓ CBAMの簡素化を目的とした欧州委員会の**オムニバス提案を積極的に支持**する。ただし、CBAM対象製品の**輸出に対する補填措置を求める**。CBAMによるカーボンリーケージ防止が実現しない場合は、ETS排出枠の無償割当による輸出産業の競争力確保を目指す。
 - ✓ **WTO制度の維持を支持**するが、公正な国際競争の場（level playing field）の実現のため、**産業補助金に関するルールの改革も必要**。
- また、ドイツの**主な業界団体も同様の意見**を表明。これらの意見が新政権の立場にも反映されているとみられる。

業界団体名	各テーマに関する意見	
	CABMの簡素化	輸出に対する補償／促進策
BDI（ドイツ産業連盟）・DIHK（ドイツ商工会議所）	<ul style="list-style-type: none"> • 特に中小企業にとって、申告負担の軽減は重要 • デフォルト値の使用は、サプライヤーとの紛争の回避に役立つ 	<ul style="list-style-type: none"> • CBAMによる輸出価格上昇を相殺する方策が必要。CBAM製品の輸出であっても、無償割当の廃止はEU企業の競争力を脅かす
VCI（ドイツ化学工業協会）	<ul style="list-style-type: none"> • ドイツ政府は、CBAM簡素化が実施されるよう欧州レベルで取り組むべき。簡素化はCBAMの根本的な問題の解決にはならないが、少なくとも負担軽減に役立つ • CBAM適用範囲の拡大は、既存の問題の解決後に行われるべき 	<ul style="list-style-type: none"> • CBAM対象製品に対するカーボンリーケージ対策が欠如している
VDMA（ドイツ機械工業連盟）	<ul style="list-style-type: none"> • 現在のCBAMの設計は、機械工業企業、特に中小企業に過度のコストと複雑さを課している • 欧州議会がCBAMの簡素化を迅速に進めるのは良いことだ。CBAMが機械工業の他製品を含むように拡張された場合、中小企業が除外されるように、閾値は更なる引き上げが必要 	<ul style="list-style-type: none"> • CBAMは、EU域内の機械工業企業が利用する原材料の価格も上昇させる。我々の産業の80%は輸出向けであり、これは競争力の低下を意味する • 簡素化が実現しても、CBAMは欧州の機械産業セクターの輸出志向型企業にとって負担となる

出典：ドイツキリスト教民主同盟、「[連立協定](#)」、2025年4月11日
 BDI・DIHK、「[CBAMの実施](#)」、2024年5月
 VCI、「[官僚主義の削減に向けた10の要求](#)」、2025年5月15日；「[ドイツの持続可能性戦略2024に関するVCIの声明](#)」、2024年7月
 VDMA、「[CBAM must be significantly simplified](#)」、2025年5月22日；「[Carbon Border Adjustment Mechanism](#)」、2024年12月

【EU】 EU CBAMの動向 (4/4)

EU CBAMに対するロシアのWTO紛争協議要請

- 2025年5月、ロシアはEU CBAM、及びEU ETSの下で提供されているとされる「輸出補助金」について、WTO協定違反として紛争協議を要請。これに対してEUは、ロシアのウクライナ侵略に伴う国際法違反等を理由として、協議を拒否。
- 協議による解決に至らなかったため、ロシアはWTOのパネル（小委員会）による裁定を要求することができる。
- ロシア経済開発省によると、協議要請の背景には、EU以外の国で類似規制が採用されることを防ぐ狙いがある。

EU CBAMに対する反対主張

- 輸入事業者が対象製品を輸入するための下記要件は、**取引コストを大幅に増加させ、重大な貿易障壁を形成している**
 - ✓ 対象製品別の当年と翌年におけるEUへの輸入推定金額・数量に関する膨大なデータと資料の提供
 - ✓ 輸入事業者としての義務を履行するための財務・業務遂行能力の証明
 - ✓ 原産国で支払った炭素価格の証明
- **第三国の生産者は、自国内に排出量の算定や削減に係る類似の規制が存在しない場合でも、EUの規定に従って排出量を算定・報告する必要があり、そのデータは認定検証機関による検証を受ける必要がある。**これらのことから、第三国の生産者が製品をEUに輸出する権利が制限される

EU ETSの無償枠に対する反対主張

- EUがカーボンリーケージ対策として各セクター/サブセクターに**排出枠を100%無償で割り当てるかどうかの判断は、当該セクター/サブセクターの輸出総額の大きさに依存している**
- また、100%の無償割当を得ることには、相当の経済的価値がある
- 輸出総額の大きさに基づく無償割当対象セクター/サブセクターの決定は、**WTOの「補助金及び相殺措置に関する協定（SCM協定）」の第1.1条「補助金の定義」(a)政府による資金面の貢献、及び(b)利益の享受に該当する「補助金」と見なされ、同協定の第3.1条で挙げられている「禁止される補助金」のうち、(a)輸出が行われることに基づいた補助金に該当する**

2. UK CBAMの動向

【英国】 UK CBAMの動向 (1/3)

UK CBAMの概要 (2025年4月公表の制度概要)

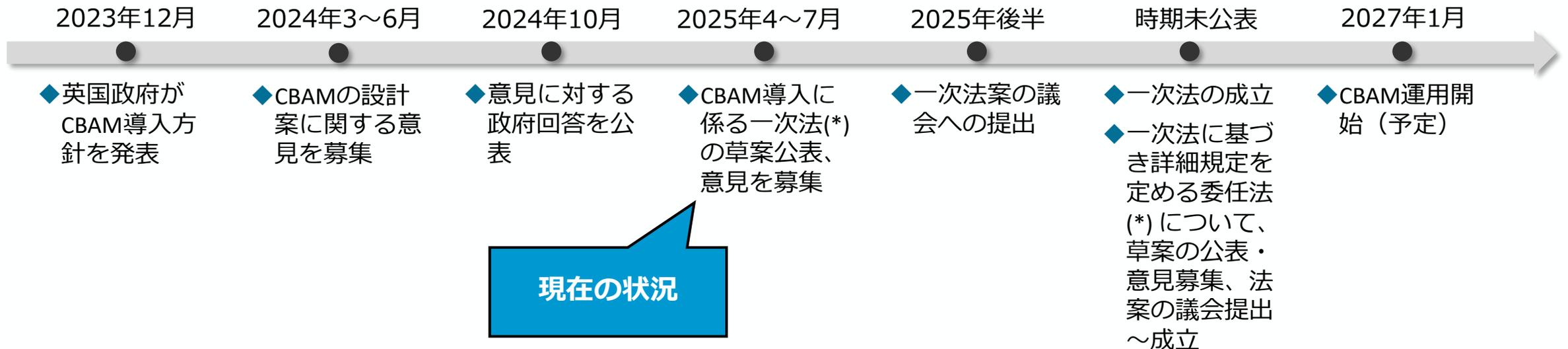
- 2025年4月24日、英国政府はUK CBAMに関する最新のファクトシートを公表。その概要は以下のとおり。
- 併せて**CBAM法の草案も公表**され、草案に対する意見を2025年7月3日まで募集している。

項目	内容
導入時期	2027年1月1日
対象セクター	アルミニウム、セメント、肥料、水素、鉄鋼 ※電力が対象外であることを除いて、具体的な製品レベルで見ても対象はEU CBAMと同一（2025年4月時点）。 ※2023年の当初案で挙げられていたガラス及びセラミックは、少なくとも2027年の運用開始時点では対象外とされた。対象セクター・製品は、2027年以降も都度見直される。
課金額の基本的な計算方法	(輸入製品の体化排出量 × 英国の実効炭素価格) - (輸入製品の体化排出量 × 控除可能な他国での実効炭素価格) ※全セクター・製品において、体化排出量には直接排出量と間接排出量の両方を含める。 ※控除可能な実効炭素価格：税または排出量取引の形で、排出量に対して設定された価格。
免除措置	CBAM対象製品の年間合計輸入額が £ 50,000未満の輸入事業者
排出量取引制度 (UK ETS) との関係	CBAM対象セクターへのUK ETS排出枠の無償割当量については、2025年末までに見直しが見込まれ、CBAMの運用が始まる2027年から適用される。この無償割当量を踏まえてCBAMレート（英国の実効炭素価格）が決定される。

【英国】 UK CBAMの動向 (2/3)

UK CBAMの導入に向けた検討状況

- 2027年からの運用開始に向けて、関連法令の準備が進められている。
- CBAM制度の詳細については、現時点で明らかにされていない事項も多く、2026年になるとみられる委任法草案の公表を待つ必要がある。



* CBAMの導入に向けては、制度概要を定める一次法 (primary legislation) のほか、一次法の委任により制度の詳細を定める二次法・三次法 (secondary and tertiary legislation) が制定される予定。

【英国】 UK CBAMの動向 (3/3)

UK CBAMとEU CBAMの相互適用免除に向けた動向

- 2025年5月19日、英国とEUは、英国のEU離脱後初となる首脳会議を実施。会議後の共同宣言において、**UK ETSとEU ETSをリンクさせる計画**が発表された。これにより、**UK CBAMとEU CBAMの適用を相互に免除することが目指されている**。

共同宣言における関連発表

- ✓ 英国と欧州委員会は、UK ETSとEU ETSのリンクに向けて努力すべきである。
- ✓ UK ETSとEU ETSをリンクさせるための合意は、UK CBAMとEU CBAMの適用を相互に免除するための状況を生み出すべきである。
- ✓ ETSリンクの合意に含まれるべきセクターとして特に、電力・熱、工業、国内・国際海運、国内・国際空運がある。
- ✓ UK ETSにおけるキャップと排出削減経路は、EU ETSにおけるそれと少なくとも同程度に野心的であるべきである。

- ただし、**正式な合意やリンクに向けたスケジュールの決定には至っていない**。報道によると、リンクの実施は最短でも2028年と見込まれている。

3. 主要6か国のEU CBAMに対する見解、 自国におけるカーボンリーケージ対策の動向

主要6か国のEU CBAMに対する見解

各国政府の立場及び見解表明状況

- ▶ インドや米国は、EU CBAMを不公正な貿易措置であると批判。タイ、台湾、韓国は、強いトーンではないながらもWTOにおいて懸念を表明。他方でカナダは、EU CBAMの導入を貿易機会として捉えている。

国	概要	WTO等の多国間会議における見解表明
米国	懸念から批判に変化 2025年3月までは世界における貿易障壁の一つの位置づけであり懸念程度であったが、4月に世界の10の不公正貿易慣行の一つとして米国通商代表部（USTR）が名指しで EU CBAMを批判	✓ 懸念 (WTO CTG理事会 G/C/M/143, 2022年)
カナダ	機会と認識 自国が高水準の炭素価格を設定していることから、 EU CBAMにより貿易機会が生じる等 の見解を表明	✓ 中立 (WTO CTG理事会 G/C/M/142, 2022年)
インド	一貫して批判 2023年11月のCOP28での共同声明以降、 EU CBAMを継続して批判 (CBAMは開発途上国に負担を強いる一方的かつ差別的な貿易措置であり、WTOの無差別原則や、気候変動枠組条約の「共通だが差異ある責任 (CBDR)」の理念に反すると強く批判)	✓ 批判 (COP28 (2023年)、COP29 (2024年)) (BRICS2023、2024年首脳会議、2025年外相会合) (WTO CTG理事会 G/C/M/150, 2024年)
タイ	懸念 WTOで 懸念表明 (過度の報告負担、企業秘密漏洩リスク、EU認定検証機関の利用コスト、輸出国における炭素税以外の排出削減政策が評価されないこと等)	✓ 懸念 (WTO CTG理事会 G/C/M/149, 2024年) ✓ 批判 (BRICS 2025年外相会合) ※ただしタイは、発言権はあるが決定権はないパートナー国としての立場
台湾	懸念 WTOで 懸念表明 (潜在的な差別的取扱い、過度の報告負担、企業秘密漏洩リスク、懲罰的罰金、EU認定検証機関の不足等)	✓ 懸念 (WTO CTG理事会 G/C/M/150, 2024年)
韓国	懸念 WTOで 懸念表明 (潜在的な差別的取扱い、中小企業への配慮不足等)	✓ 懸念 (WTO CTG理事会 G/C/M/150, 2024年)

出典：WTO、[“Trade Concerns Database: European Union – Carbon Border Adjustment Mechanism \(ID 148\)”](#)、n.d.

BASICS、[COP28](#) / [COP29](#)に向けた声明、2023年11月29日 / 2024年11月5日

BRICS、[“Johannesburg II Declaration”](#)、[“Kazan Declaration”](#)、[“Chair’s Statement of the Meeting of Ministers of Foreign Affairs/International Relations”](#)、2023年8月23日 / 2024年10月23日 / 2025年4月29日

主要6か国のEU CBAM対応・自国におけるカーボンリーケージ対策

主要6か国における対応・対策動向：概要

- EU CBAMへの対応状況は各国で大きく異なるが、**炭素税等の導入・整備による適用除外・控除を目指す動きが多い**。
- 他方、EU CBAM対応とは別に、**自国版CBAMの導入を目指す動きも広がっている**。米国の事例を筆頭に、輸入製品に対する自国産業の保護を主目的として掲げている場合が多い。

国	EU CBAMへの対応状況	自国におけるカーボンリーケージ対策状況
米国	<ul style="list-style-type: none"> ・ <特段の情報なし> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自国CBAMの導入を検討 (上下院で多数のCBAM関連法案が提出されている)
カナダ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各州のカーボンプライシング制度の調和を図りつつ炭素価格を引き上げることで、EU CBAMの適用除外を狙う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自国CBAMの導入を検討 (カーニー現政権及びトルドー前政権)
インド	<ul style="list-style-type: none"> ・ WTO等の場で批判を展開する一方、EUとのFTA交渉において、EU CBAMのインドへの適用について直接交渉 ・ 独自のカーボンプライシング制度 (CCTS) 導入によるEU CBAMからの控除を狙う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <特段の情報なし>
タイ	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU CBAMからの控除を狙って、ETS及び炭素税の導入を検討中／一部実施済 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自国CBAMの導入を検討 (気候変動法案の中でCBAMの大枠を規定)
台湾	<ul style="list-style-type: none"> ・ 炭素税 (2025年導入) 及びETS (2028年までに導入予定) によるEU CBAMからの控除を狙う 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自国CBAMの導入を検討 (詳細未公表だが、最短で2025年中の試行開始を表明)
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ・ EU CBAM対応に係る国内企業への支援を幅広く実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 韓国ETS内でリーケージ対策 (排出枠の無償割当) を実施

3-1. 米国の動向

【米国】 EU CBAMへの対応状況

CBAMに対する米国政府の見解

- USTRは2022年からEU CBAMを貿易障壁のひとつとして継続的にリストアップしてきた。2025年4月のXへの投稿では、アメリカ輸出業者が直面する10の不公正貿易慣行のひとつとして**EU CBAMを初めて名指しで批判**した。
- トランプ大統領就任以降において、USTR以外の政府機関からの見解は表明されていない。

発言者	時期	内容
米国通商代表部 (USTR)	2022年~2025年	毎年発行している“FOREIGN TRADE BARRIERS”の中で2022年から4年連続でEU CBAMを貿易障壁のひとつとして継続的にリストアップしている。
米国通商代表部 (USTR)	2025年4月8日	4月8日のXへの投稿にてアメリカ輸出業者が直面する10の不公正貿易慣行のひとつとしてEU CBAMを批判した。投稿内容は以下の通り。 「EU CBAMはコストのかかる検証措置を課しており、EU市場における米国の輸出業者が高排出量の競争相手、すなわち中国に対する優位性を低下させる可能性がある。これらのEU規制は、 公正な競争を損ない、米国企業に不利益をもたらす一方で、EUを拠点とする競合他社に利益をもたらす 。EU CBAMは米国の年間輸出額47億ドルに影響を与えると推定される。」

【米国】 自国におけるカーボンリーケージ対策状況 (1/4)

外国汚染税法案の再提出

- 第118回議会（2023～2024年）で成立に至らず廃案となった「外国汚染税法」案の最新版が2025年4月に第119回議会へ提出された。
- 最新版は提案者自身が実施したパブリックコメントの内容を反映させ、廃案となった前議会での法案と比較して**対象製品の縮小、段階的な税率の適用条件の明確化**が行われた。

法案名	「外国汚染税法」 (Foreign Pollution Fee Act, S.1325)	対象製品	多排出セクター（鉄鋼、アルミニウム、セメント、ガラス、肥料、水素、太陽光電池、一部のバッテリー材料）
提案日	2025年4月8日	対象者	対象製品の輸入事業者* *あくまでも米国への輸入事業者が対象であり、 米国内の製造業者への課税（国内炭素税の導入）は同法案で明確に否定 されている
提案者	ビル・キャッシュ上院議員（共和党・ルイジアナ州） 共同提案者：リンゼイ・グラハム上院議員（共和党・サウスカロライナ州）	関税	基準税率（15%）+ 輸入品と同等の米国製品との汚染強度の差に応じた変動税率* *汚染強度は排出原単位を指標とし、第1段階（緩やかな汚染、税率10～20%）、第2段階（高い汚染、税率20～200%）、第3段階（最悪の汚染、税率最高210%）に分類される。 対象製品が中国などの「非市場経済国」から輸入された場合、または「懸念される外国企業」によって製造された場合、変動税率を2倍または4倍に引き上げる
目的	中国やロシアによる環境への影響を軽視した不公正な貿易慣行に対抗し、米国の製造業者が公平な条件のもと国際競争力を維持することにより、米国製造業の活性化、雇用の獲得、国内のサプライチェーン強化に繋げる	減免措置	輸入品が 国防目的である場合や、輸入品の原産国が国際パートナーシップ*に加盟している場合は特定の条件下で減免 *米国と外国の二国間、または多国間協定で、米国通商代表部（USTR）による交渉、議会の審議により締結される
最新状況	財政委員会へ付託（2025年4月30日時点）		

【米国】 自国におけるカーボンリーケージ対策状況 (2/4)

トランプ政権における外国汚染税法案の位置付け

- スコット・ベッセント財務長官は、1月16日に行われた同氏の財務長官への指名公聴会の中で、外国汚染税法の提案者であるビル・キャッシュ議員からの「外国汚染税法についてコメントはあるか？」との質問に対し、「炭素関税は関税プログラム全体の一部となり得る非常に興味深いアイデアだ」「トランプ大統領はまだ就任していないが、議会で承認されれば、炭素に特に焦点を絞ったものも含め不公正貿易や不公正金融慣行に照準を合わせた様々な戦略について彼と協力することを楽しみにしている」と発言。

【米国】 自国におけるカーボンリーケージ対策状況 (3/4)

外国汚染税法案に対する意見

- ▶ 本法案の提案議員の他に賛同している議員はなし（2025年4月30日時点）。他方、2023年にクリーン競争法案を提案した民主党議員からは**国内炭素税を導入しない場合WTOルール違反との指摘**がある。
- ▶ 外国汚染税法案の対象製品を製造している米国内業界団体は概ね賛成している一方、同法案が米国内の製造業者に対する課税を一律免除している点について、環境保護団体から懸念の声が挙がっている。

議会 (共和党)	賛成	ビル・キャッシュ上院議員（提案者） リンゼイ・グラハム上院議員（共同提案者）	議会 (民主党)	懸念	シェルドン・ホワイトハウス上院議員 超党派での立法に向けたきっかけになると評価しているものの、国内炭素税導入なしではWTOルールに違反すると指摘		
	対象 業界 団体	賛成		鉄鋼製造業者協会 外国の汚染への課税は、私たちの環境上の優位性を収益化し、競争の場を平準化するのに役立つ	環境 保護 団体	懸念	シエラクラブ 米国の製造業者は汚染強度に関わらず課税を一律で免除されるため、米国内の汚染強度が高い製造業者による低炭素技術への投資を妨げる恐れあり
		賛成		超低炭素ソーラーアライアンス 米国の製造業者が中国の過剰な補助金と不当廉売に直面し、重要なエネルギー供給チェーンを取り戻すことができる			
		賛成		米国太陽エネルギー製造業者協会（SEMA連合） 米国のソーラーメーカーが公平な競争の場で競争し、中国を凌駕するためには、外国汚染税法などの革新的な国境措置が必要			
賛成	ポートランドセメント協会 外国汚染税法は、米国の製造業者の炭素の利点を強調し、より炭素集約的な外国輸入に対して競争の場を平準化する						

【米国】 自国におけるカーボンリーケージ対策状況 (4/4)

(参考) 前議会で提出されたが廃案になった法案

- 第118回議会（2023～2024年）の期間中にカーボンリーケージ対策に関連する5つの法案が上下院で提出されたが、**いずれも議会の期間満了時まで成立まで至らず廃案となった。**
- 廃案となった背景には、政権交代の他に、体化排出量の算定のみを求めるProve it Actであっても最終的には**米国内での炭素税導入につながることを懸念しての反対が根強かった**ことが挙げられる。

法案名称	提出時期	提案者	法案の概要			ステータス
			体化排出量の算定	輸入品への炭素課税	炭素税導入	
「信頼性、客観性、検証可能な排出強度および透明性の提供法」 (Prove it Act, S.1863)	2023年6月	クリストファー・クーンズ上院議員 (民主党、デラウェア州)	○	×	×	上院会議に上程
同上法案の下院版 (Prove it Act, H.R.8957)	2024年7月	ジョン・カーティス下院議員 (共和党、ユタ州)	○	×	×	貿易小委員会へ付託
「外国汚染税法」 (Foreign Pollution Fee Act, S.3198)	2023年11月	ビル・キャシディ上院議員 (共和党、ルイジアナ州)	○	○	×	財政委員会へ付託
「エネルギー・イノベーション・炭素配当法」 (Energy Innovation and Carbon Dividend Act, H.R.5744)	2023年9月	サルード・カルバリル下院議員 (民主党、カリフォルニア州)	○	○	○	貿易小委員会へ付託
「クリーン競争法」 (Clean Competition Act, S.3422)	2023年12月	シェルドン・ホワイトハウス上院議員 (民主党、ロードアイランド州)	○	○	○	財政委員会へ付託

出典：Congress.gov、"[S.1863 - PROVE IT Act of 2024](#)"、2023年6月7日
 Congress.gov、"[H.R.8957 - PROVE IT Act of 2024](#)"、2024年7月9日
 Congress.gov、"[S.3198 - Foreign Pollution Fee Act of 2023](#)"、2023年11月2日
 Congress.gov、"[H.R.5744 - Energy Innovation and Carbon Dividend Act of 2023](#)"、2023年9月27日
 Congress.gov、"[S.3422 - Clean Competition Act](#)"、2023年9月27日
 E&E News、"[What's next for the committee-passed carbon tariff bill?](#)"、2024年1月19日

3-2. カナダの動向

【カナダ】 EU CBAMへの対応状況 (1/3)

CBAMに対するカナダ政府・業界等関係者の見解

➤ 自国で高い炭素価格を設定しているため、EU CBAMの影響は軽微、むしろ**機会となり得るとの見解**が示されている。

発言者	時期	内容
Stéphane Dion 駐EUカナダ特使	2024年6月13日	<ul style="list-style-type: none">カナダのカーボンプライシング制度は、ヨーロッパへの輸出ツールである。カナダは厳格なカーボンプライシング制度を導入しており、2030年までにCO2排出量1トンあたり170ドルとする予定である。そのため、EU CBAMの費用を支払う必要がない可能性がある。この場合、支払われる炭素価格はカナダ経済に還元できる。
カナダ輸出開発公社 (EDC)	2023年6月	<ul style="list-style-type: none">世界中の炭素価格設定国からの輸出が増加、未設定国からの輸出が減少する。カナダは、既存の貿易関係や高水準の炭素価格などにより、CBAMから機会が生じる。カナダでは、排出量報告が義務付けられているのは年間1万トン以上排出する施設に限られている。この基準に満たない企業がCBAM対象製品をEUに輸出する場合、特に中小企業には新たな負担となり得る。
鉄鋼労働者連合 (USW)	2022年1月31日	<ul style="list-style-type: none">EUとの交渉においてカナダ政府が確保すべき課題として、以下の3点がある。<ul style="list-style-type: none">✓ EU域外製品の体化排出量に係るデフォルト値に、域外企業側から異議を申し立てることができるようにすること。また、カナダのカーボンプライシング制度を控除可能な制度とEUに認識してもらうこと✓ 体化排出量の計算、ベンチマークの設定、二重保護の回避などの問題に関して、EUとの合意に向けて取り組むこと✓ カナダの炭素集約的かつ輸出依存が高い (EITE) 企業がCBAM対応体制を整える上で必要な技術的支援を講じること

【カナダ】 EU CBAMへの対応状況 (2/3)

カナダのカーボンプライシング制度の動向

- 現政権は、**州毎に異なるカーボンプライシング制度の調和を図っていく方針**。ただし詳細は明らかになっていない。
- カーニー首相率いる自由党の選挙公約“Canada Strong”における国内カーボンプライシングに関する言及：

「大規模排出事業者による炭素コスト支払いを確実にしつつ、カナダ産業の競争力を守る」

- ✓ 大規模排出事業者向けの**アウトプットベース価格設定システム (OBPS) を改善**し、州政府と積極的に連携する。これにより、**国内各州に所在する各炭素市場の調和と連携を図る**。
- ✓ カナダの産業が排出量を削減しつつ、競争力を維持し、カナダがグローバル市場における新たな機会を活かすことができる体制を整える。

※カナダ連邦政府の定めるOBPSは、規制対象各施設に対して、毎年の生産量に一定の排出原単位基準を乗じた上限排出量が設定される。上限排出量を超過した場合、超過分について炭素価格を支払わなければならない。

炭素価格は2023年には65加ドル/tCO₂だが、毎年15加ドルずつ上昇し、2030年には170加ドル/tCO₂にまで引き上げられる予定。

【カナダ】 EU CBAMへの対応状況 (3/3)

連邦と州/準州のカーボンプライシング制度

- 現行法上では、各州/準州は、大規模排出事業者向けのカーボンプライシングとしてどのような制度を導入するか独自に決定できる。ただし、連邦政府の定める基準（ベンチマーク）を満たさない制度である場合には、連邦OBPSが適用される。
- このため、州/準州毎にカーボンプライシング制度の対象範囲や炭素価格が異なっている。
- カーニー首相は、連邦OBPSの改善及び各州間の炭素市場の調和を目指している。これにより、独自のカーボンプライシング制度を運用している州は、連邦のベンチマークとの整合性を高めるよう圧力を受けることになる。**州独自の炭素価格設定に対する連邦政府の統制は、一部の州からの反発も招いている。**



出典：Government of Canada, “Carbon pollution pricing systems across Canada”, n.d.
Canadian Climate Institute, “2024 Independent Assessment of Carbon Pricing Systems”, 2025年3月
Canadian Climate Institute, “Carbon pricing and large-emitter trading systems in Canada”, 2024年12月
Clear Blue Markets, “Mark Carney Wins Liberal Minority, Promising Clean Growth and Stability for Industrial Carbon Pricing”, 2025年4月29日
Clear Blue Markets, “Canada’s Carbon Markets: A Patchwork of Pricing Systems”, 2025年4月7日
Financial Post, “What’s next for carbon tax and why is Canadian industry worried?”, 2025年4月25日

【カナダ】 自国におけるカーボンリーケージ対策状況 (1/2)

2025年のカーニ―首相/自由党の方針

- 現政権は、**カナダ版CBAMの導入を目指すことも明言**。ただし詳細は明らかになっていない。
- カーニ―首相率いる自由党の選挙公約“Canada Strong”におけるCBAMに関する言及：

「CBAMの構築により、貿易パートナーとの公正な競争を促進する」

- ✓ 信頼できるパートナーと協力し、カナダの産業にとっての公正性を確保し、気候変動対策に関するカナダと協力国との経済面での連携を強化 (better economically integrate Canada with allies) する。
- ✓ このアプローチは、カナダで最もエネルギー集約的で国際競争に晒されるセクターの競争力確保に重点を置き、鉄鋼やアルミニウムなどの産業に従事するカナダ国民を保護する。

<CBAMによる収入の計画値>

2025-26	2026-27	2027-28	2028-29
-	-	(100.0)	(400.0)

(単位：百万加ドル)

【カナダ】 自国におけるカーボンリーケージ対策状況 (2/2)

(参考) 2020～2021年頃の政府動向

- カナダ政府は**2020～2021年頃にも、カナダ版CBAMについて検討**を行っていることを明らかにしていた。ただしその後は、具体的な発表等はなされていなかった。
- 2020年秋に、CBAMについて検討することを発表。2021年度の予算資料にも明記。
- 2021年8月以降、各州/準州関係者や輸出入業者等を主対象として、以下3点に関してコンサルテーションを実施。
 1. 環境面の効果
カナダ版CBAMを導入することで、気候/環境問題は改善されるか
 2. 経済的負担
カナダ版CBAMはどのような経済的インパクトをもたらすか、そしてこれらのインパクトは各セクター・地域にどのように影響を及ぼすか
 3. 国際協力と貿易関係
カナダ版CBAMはカナダの貿易関係にどのような影響を及ぼすか、また、CBAMに関して貿易パートナーとのどのような協力が求められるか

3-3. インドの動向

【インド】 EU CBAMへの対応状況 (1/3)

CBAMに対するインド政府の見解

- ▶ インドはEU CBAMを批判し反対する声明を発表しつつも、2国間協議の間ではEU CBAMの適用についてEUとの交渉を進めている。

	イベント	時期	内容
声明	COP28での声明	2023年11月25日	ブラジル、中国、インド、南アフリカは、「一方的な炭素国境税などは、WTOの多国間ルールおよびパリ協定の原則と矛盾するものであり、各国の異なる状況を考慮すべき」と主張した。
	BRICS外相会議	2025年4月29日	各国閣僚らは、環境上の懸念を口実とする、国際法に合致しない一方的・懲罰的・差別的な措置（一方的かつ差別的な炭素国境調整メカニズム、デューデリジェンス要件、課税など）を断固として拒否した。
	インド商工相発言	2025年5月6日	ピユシュ・ゴヤル商工相は、EUや英国がインド製品に炭素関税を課す計画を進めた場合、インドは報復関税を課すと述べた。
交渉	第1回EUインド貿易技術評議会	2023年5月16日	両者は、世界貿易機関（WTO）に特に重点を置いて、世界及び多国間の貿易問題に対処するとした。また、炭素国境措置への関与を強化することに合意した。
	第2回EUインド貿易技術評議会 / 欧州委員長インド訪問	2025年2月28日	貿易と脱炭素化、特にEU CBAMの実施について、詳細な議論を行った。フォンデアライエン欧州委員長とインドのモディ首相は、交渉中の自由貿易協定（FTA）について年内締結を目指すことを合意した。
	FTA交渉 11ラウンド	2025年5月12日	FTA交渉にてCBAM含む非関税障壁について協議を開始した。

出典：EU、[“First EU-India Trade and Technology Council focused on deepening strategic engagement on trade and technology”](#)、2023年5月16日
COP28、[“Basic Agenda Proposal”](#)、2023年11月25日
EU、[“Key outcomes of the second EU-India Trade and Technology Council”](#)、2025年2月28日
Reuters、[「インドとEU、年内のFTA締結目指すことで合意」](#)、2025年2月28日
BRICS Brasil 2025、[“Chair’s Statement of the Meeting of Ministers of Foreign Affairs/International Relations of BRICS Member Countries”](#)、2025年4月29日
The Economic Times、[“If EU, UK impose carbon tax, we’ll take retaliatory action: Piyush Goyal”](#)、2025年5月7日

【インド】 EU CBAMへの対応状況 (2/3)

インドのカーボンプライシング制度 (1/2)

- 2023年に概要が発表されたカーボンクレジット取引制度 (CCTS) は、①**排出量取引制度 (ETS) に相当するコンプライアンスメカニズム**、及び②**対象企業以外が任意でカーボンクレジットを発行できるオフセットメカニズム**を導入する。特に①部分は、**EU CBAMの控除対象となることも念頭に設計**されている。

カーボンクレジット取引制度 (Carbon Credit Trading Scheme: CCTS) の構成

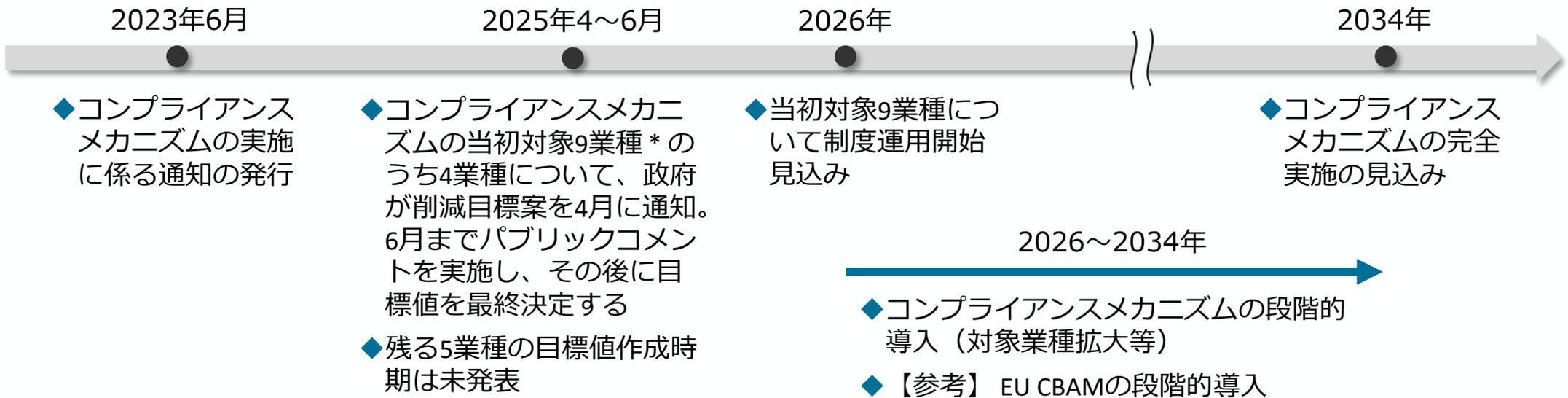
構成要素	概要
①コンプライアンスメカニズム * ETSに相当	<ul style="list-style-type: none">エネルギー集約型産業の事業者に対して、政府がGHG排出原単位目標 (製品単位のGHG排出目標) を設定する。対象事業者は、定められた年度にGHG排出原単位目標を遵守する必要がある。目標を達成できなかった事業者は、不足分のカーボンクレジット証書を購入する必要がある。逆に、目標よりも良いGHG原単位となった事業者は、証書を発行することができる。
②オフセットメカニズム	<ul style="list-style-type: none">コンプライアンスメカニズム対象外の事業者が、GHG排出量の削減、除去または回避を目的としたプロジェクトを登録することができ、GHG排出量の削減、除去または回避分のカーボンクレジット証書を発行することができる。

【インド】 EU CBAMへの対応状況 (3/3)

インドのカーボンプライシング制度 (2/2)

- ▶ 2026年以降のコンプライアンスメカニズム導入スケジュールは明確には発表されていないが、EU CBAMが2026～2034年にかけて段階的に導入されることに歩調を合わせたスケジュールとなるとの情報がある。

コンプライアンスメカニズムの導入スケジュール



* 当初対象9業種：
[削減目標案通知済] アルミニウム、クローラルカリ、セメント、紙・パルプ
[削減目標案未通知] 肥料、鉄鋼、石油化学、石油精製、繊維

3-4. タイの動向

【タイ】 EU CBAMへの対応状況 (1/4)

EU CBAMに対するタイ政府の見解

- ▶ タイは、WTOの直近の2つの委員会（Trade in GoodsとMarket Access）にて、**EU CBAMはWTO、UNFCCCの原則に適合していない可能性があるとして意見を表明している。**

▶ Council for Trade in Goods - Formal meeting of 2 July 2024

- ✓ WTO、UNFCCCの下での国際的なルールと原則が守られることが重要
- ✓ EU CBAMは、最恵国待遇および内国民待遇の原則、関税の拘束、数量制限、GATT 1994の第XX条に基づく一般的例外、WTOの下での原則、国連気候変動枠組条約の共通だが差異のある責任の原則と矛盾する可能性があることを懸念
- ✓ CBAMはGHG排出に関連するデータ収集と準備に関する技術的かつ複雑な負担、機密ビジネス情報の開示要求、EU認定の検証者を使用する際のコストと不便さ、炭素税以外の原産国のGHG削減政策の不受け入れなど、いくつかの要因により、世界的な貿易緊張を引き起こし、国際貿易コミュニティを混乱させる可能性があり
- ✓ 気候変動と戦うために講じられる措置、特に一方的な措置が、国際貿易に対する恣意的または不当な差別や隠れた制限を構成しないべきであると述べたUNFCCC枠組条約の第3.5条の重要性を強調

▶ Committee on Market Access - Formal meeting of 25-26 March 2024

- ✓ EU CBAMはWTOのルールおよびUNFCCCの原則と適合するかどうかは疑問
- ✓ 第一にパリ協定およびUNFCCCに明記された「共通だが差異のある責任とそれぞれの能力」の原則を無視。CBAMは歴史的な炭素排出を無視し、メンバーの異なる経済的、社会的、発展的側面を考慮に入れず、最も懸念されるのは、EUの貿易相手国に対して一方的に決定された排出削減政策やアプローチを押し付けることで、メンバーの主権的な決定を軽視
- ✓ 第二に最恵国待遇原則との不一致のリスク。異なるメンバーの異なる非製品関連プロセス、製造方法、または排出削減スキームに基づいて同様の製品を差別している可能性あり
- ✓ 第三に内国民待遇原則との不一致のリスク。EUの排出取引スキームとは異なる排出削減スキームを持つメンバー国の製品が、EUで製造された同様の製品に比べて不利な立場に置かれる可能性あり
- ✓ 輸出国の信頼できるデータが特定の商品のために適用できない場合、輸入に課せられる料金のデフォルト値は、その種類の商品の最もパフォーマンスが悪いEUの施設の平均排出強度に基づくため、輸入品はEU製品に対してさらに不利な立場に置かれる可能性あり

【タイ】 EU CBAMへの対応状況 (2/4)

炭素税・ETSの導入 (1/2)

➤ 他方で、タイはEU CBAMへの対応も視野に、ETS及び炭素税の導入を目指しており、現在検討が進められている気候変動法案において関連規定が組み込まれている。

(本法案では、タイ版CBAMの導入についても第9章で規定。詳細後述)

- ✓ 気候変動法案 (全14章、202条) は、以下の5点を目的としている。
 1. 低炭素経済・社会への移行を通じて、タイ王国における気候変動問題を包括的に管理する
 2. 気候変動への適応力を強化し影響に対応する体制と環境を整備する
 3. 国内の統合的な取組みにより、地球規模の気候変動がもたらす影響を予防・軽減する
 4. 国際的約束に基づく影響を最小限にとどめ、天然資源・環境保全および国民の健康と安全を確保する
 5. 公平性・公正性・国家競争力を考慮しつつ、カーボンニュートラルおよびネットゼロ排出を柱とする持続可能な経済発展を促進する

気候変動法案の構成

第1章 総章

第2章 タイの気候変動行動目標

第3章 国家気候変動政策委員会

第4章 気候基金

第5章 国家気候変動対応マスタープラン

第6章 温室効果ガス情報、国家温室効果ガス勘定

第7章 温室効果ガスの削減

第8章 温室効果ガス排出権取引制度

第9章 国境炭素価格調整メカニズム

第10章 炭素税

第11章 カーボンクレジット

第12章 気候変動への適応

第13章 気候変動及び環境に配慮した経済活動のタクソノミー基準

第14章 罰則

経過措置

出典：いずれもタイ語を機械翻訳して内容確認。

タイ天然資源・環境省 気候変動環境局、「[気候変動法案](#)」、2025年2月18日

タイ天然資源・環境省 気候変動環境局、「[気候変動法案の本質まとめ](#)」、2025年2月18日

タイ財務省 物品税局、「[炭素税](#)」、2024年9月27日

【タイ】 EU CBAMへの対応状況 (3/4)

炭素税・ETSの導入 (2/2)

- 加えて、気候変動対策のため2023年度から実施している“Ease Excise”戦略の下、気候変動法の成立前であっても**現行法の範囲内で実行可能なカーボンプライシング措置**も講じている。
 - ✓ 2025年1月21日、「カーボンプライシングメカニズム」の導入に関する規則が閣議決定された。これにより、**石油製品に対する物品税の一部がカーボンプライシング課税に置き換えられる**こととなった（税額の合計に変更はなく、燃料価格の上昇には繋がらないとされている）。
 - ✓ 本課税は、気候変動法が施行され次第、同法に基づく炭素税に置き換えられるとみられる。
- カーボンプライシングメカニズム規則及び気候変動法におけるこれらの措置は、**CBAMへの対応を念頭に置いたものであることが政府関係者により明言**されている。

発言者	時期	内容
Paopoom Rojanasakul 財務副大臣	2025年1月21日	カーボンプライシングメカニズム規則は、環境影響の回避を目的とする国際貿易交渉に貢献することを意図している。
財務省 物品税局	2024年9月27日	タイにおける義務的なカーボンプライシング制度の導入は、CBAMへの備えとなる。これにより政府は、環境への影響を考慮した新たなルールの下での国際貿易交渉を行うことができるようになる。

【タイ】 EU CBAMへの対応状況 (4/4)

(参考) 気候変動法案の審議状況

- 気候変動法案は2024年2月に第1版*¹が公開され、第1次パブコメを経てタイ版CBAMの条文が追加された第2版*²が2024年11月に公開された。現在は第2次パブコメを反映させた調整稿を、国家気候変動委員会が承認した段階である。
- 天然資源・環境省 気候変動・環境局のピルン局長*³は2025年3月26日に「同法案は現在、“4章 気候基金”について財務省中央会計局が審査している段階。2025年4月中に内閣の審議に付される見込み」と正式にコメントした。

注：ただし4月30日時点で、内閣での審議が開始されたという情報は公開されていない。

- 2024年 2月 気候変動法案第1版 (169条) 開示 & 第1次パブコメ募集
- 2024年11月 気候変動法案第2版 (202条) 開示 & 第2次パブコメ募集
- 2024年12月 第2次パブコメを反映させた調整稿 (202条) を国家気候変動委員会が承認済
- 2024年12月～ 財務省中央会計局にて4章の気候基金について審査中
- 2025年 4月～ 内閣にて審議予定

注：一般的にタイにおける法制化は、内閣にて審議/閣議決定→法制委員会審議/承認→下院審議/承認→上院審議/承認→交付/施行の順となる。

出典：いずれもタイ語を機械翻訳して内容確認。

*¹ 気候変動法案 第1版、原本は確認できず

*² 法令委員会、「[気候変動法案](#)」、2024年11月

*³ タイ天然資源環境政策計画局、「[2025年3月26日 ピルン博士は、温室効果ガス削減対策を支援するため、今年4月に「地球温暖化対策法案」を閣議に提出しようと急いでいる](#)」、2025年3月26日

タイ天然資源・環境省 気候変動環境局、「[気候変動法案](#)」、2025年2月18日

タイ天然資源・環境省 気候変動環境局、「[気候変動法案の本質まとめ](#)」、2025年2月18日

NBT Connxt、「[国家気候変動委員会が気候変動法案を承認](#)」、2024年12月20日

【タイ】 自国におけるカーボンリーケージ対策状況

気候変動法案におけるタイ版CBAMの概要

- 気候変動法案におけるタイ版CBAM関連条文は100-117条、192条、202条である。その内容は大枠を定めるのみのため、対象製品などの詳細は別途省令にて対応することになる。

第9章 国境炭素価格調整メカニズム

第1部 監督体制(100-101条)

環境気候変動局は委員会の監督下で、CBAMの登録簿・会計・データシステムを整備し、関係機関の能力強化や助言を行う。

第2部 登録と報告(102-110条)

省令で指定された輸入品の輸入業者は、事前登録し、各品目の**製造段階における温室効果ガス排出量**を毎年報告する義務を負う。

第3部 明書の購入と減免(111-114条)

輸入業者は報告排出量と同量の**炭素価格調整証書**を購入/提出する。価格は①当該年度のETS競売による平均排出枠価格、②ETS無償枠の割合を基に算定。生産国で既に炭素価格を支払っている場合は、省令基準に従い控除を申請できる。

第4部 通関条件(115-116条)

CBAM登録が完了していなければ、税関保管区域から輸入品を搬出できない。税関は輸入量・原産国等のデータを局へ提供する義務を負う。

第5部 不服申し立て(117条)

登録取消しや証書数量の決定に不服がある輸入業者は、所定期間内に総局長へ異議申立てが可能。

第14章 罰則、経過規定

罰則(192条)

炭素価格調整証明書の価格を支払わない者は、軽犯罪の罪を犯したことになり、500万バーツ以下または、当該行為から得た利益の3倍のいずれか高い方を支払う。

経過措置(202条)

制度開始から最初の2年間は輸入者の炭素価格調整証明書の支払義務を免除し、負担を緩和する。

出典：いずれもタイ語を機械翻訳して内容確認。

タイ天然資源・環境省 気候変動環境局、「[気候変動法案](#)」、2025年2月18日

タイ天然資源・環境省 気候変動環境局、「[気候変動法案の本質まとめ](#)」、2025年2月18日

3-5. 台湾の動向

【台湾】EU CBAMへの対応状況 (1/3)

EU CBAMへの対応状況

- 台湾の環境部は、2025年に代表団を組織して、業界、環境団体、専門家、学者をヨーロッパに招待して交流と研究を行い、各界のカーボンプライシングに対する正しい理解と専門知識の基礎を構築し、将来、排出量取引パッケージを開発する際の十分な議論を促進し、関連する法律と規制を成功裏に完成させ、実施する予定。
- 環境部は、2024年9月のEU訪問の際に、**台湾の炭素税により控除できるEU CBAM証書の量も確認**したと述べた。ただし、**控除の具体的な内容は2025年半ばにEUが公表する関連規定を参照**する必要があるとしている。
(炭素税に関しては、2024年8月に3つの関連法令を公表済。制度の詳細は次ページ参照)
- また、**2028年までに排出量取引を開始**する予定。

【台湾】EU CBAMへの対応状況 (2/3)

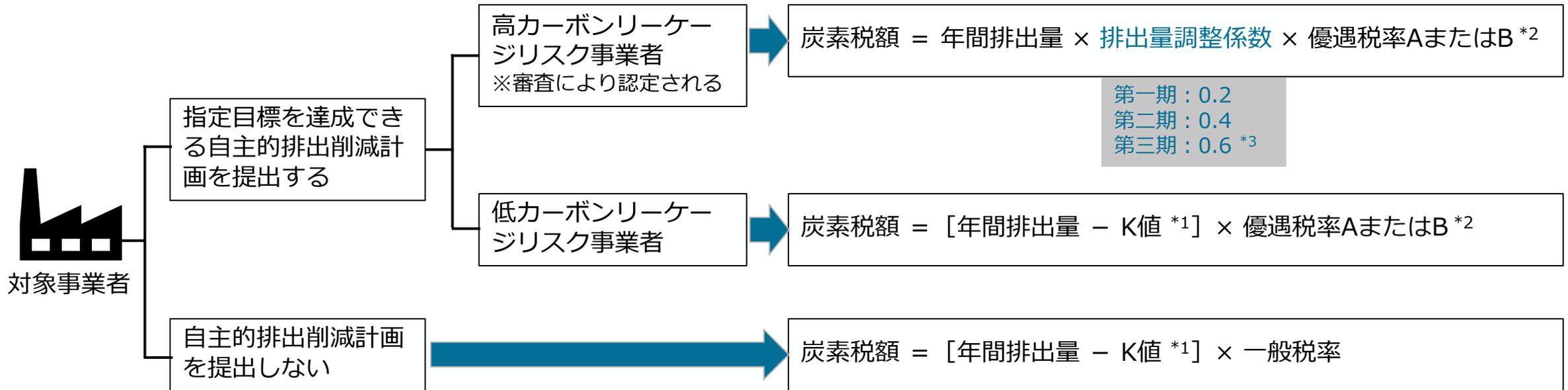
炭素税の概要

- EU CBAMへの対応も視野に、2025年に炭素税が導入された。

項目	内容
対象	<ul style="list-style-type: none">年間25,000tCO₂e以上を排出している電力・ガス・製造業事業者。約281社（うち141社が上場企業）が課税対象となり、台湾の排出量の約54%（約155百万tCO₂e）をカバーする見込み。
導入スケジュール	<ul style="list-style-type: none">2025年5月～：申告の試行開始（ただし納税は不要）2026年5月～：2025年の排出量と適用税率に基づく納税の開始
課税額の算定方法	<ul style="list-style-type: none">年間排出量と炭素税率に基づき算定。（詳細次ページ）
EU CBAMとの関係	<ul style="list-style-type: none">台湾で支払われた炭素税は、CBAMでの控除対象となるとされている。ただし、具体的な控除内容についてはEUが今後公表する関連規定を参照する必要がある。

【台湾】EU CBAMへの対応状況 (3/3)

炭素税額の算定方法



＜税率表＞ *4

優遇税率A	: 50台湾ドル/トン
優遇税率B	: 100台湾ドル/トン
一般税率	: 300台湾ドル/トン

- (注)
- *1 : 第一期におけるK値 (不課税排出量) は25,000トンで、今後段階的に調整される
 - *2 : 優遇税率A・Bのいずれが適用されるかは、排出削減度合いに応じて決定される
 - *3 : 各期の具体的な年限は不明。
 - *4 : 各税率は2年毎に見直される予定

【台湾】 自国におけるカーボンリーケージ対策状況 (1/3)

台湾版CBAMの立ち上げに関する動向

- 国内産業の競争力確保を目的として、台湾版CBAMを立ち上げる予定。最短で2025年5月から業界団体座談会及び有識者検討会を開催し、メカニズムの設計に向けて意見を収集する。

対象事業者	EUを参考にCBAM 認定申告者 (Authorized CBAM Declarant) を設定する予定。
対象製品	鉄鋼、セメント、ガラスなどの炭素集約型製品 (特に東南アジアからの輸入品に着目する)
価格設定	2025年導入の炭素税と連携させることを検討中。「気候変動対応法」の改正が必要となる可能性もあり。
開始時期	最短で2025年年末に開始とされている。まず第一段階として、製品の炭素排出量の申告から開始する。(「EU CBAMが今年7月または8月に正式文書を発表した場合、台湾もすぐに追随し、早ければ今年末までに立法プロセスを完了すると予想される」との報道あり)

【台湾】 自国におけるカーボンリーケージ対策状況 (2/3)

台湾版CBAMの立ち上げに関わる主な発言

2024年10月
環境副大臣
発言

- **2025年に台湾版CBAMを立ち上げる**予定。まずは鉄鋼やセメント等のカーボンリーケージリスクの高い産業を対象に、炭素強度の報告を義務付けるところから始める。
- EU CBAMが2026年に有料化されても、EU域内製造業向けの無償割当枠が残っているため、最初の3~4年間は影響は大きくない。

2025年2月
環境大臣
発言

- CBAM導入法案は、EUの公式文書の発表に合わせて、早ければ今年後半にも作成される見込み。
- CBAMはWTOの規制を受ける貿易プロセスであるため、**台湾は自らのCBAM制度についてWTOの承認を求める** (apply to the WTO for approval) 必要がある。

2025年4月
国家気候変動
対策委員会
資料

- 炭素税対象企業が国内で合理的な競争優位性を持ち、海外からの高炭素排出製品の輸入による不当な競争に苦しむことがないように、台湾版CBAMを推進する。
- 環境部は関係省庁および業界団体を招集し、カーボンリーケージ度合いの大きい製品（鉄鋼、セメントなど）の**炭素強度の報告の試行について協議・計画**する。

出典：国家気候変動対策委員会、「[臨機応変 GXの契機を把握する](#)」、2025年4月24日

環境部、「[Special report on 'Assessment of the Impact of Taiwan's Carbon Fee Collection Mechanism on Industries and Carbon Border Adjustment Mechanism \(CBAM\) Promotion Plan'](#)」、2024年8月23日

中央廣播電台、「[台湾版CBAM来年開始、環境部：製品の炭素含有量申請から始める](#)」、2024年10月23日

中時新聞網、「[台湾版CBAMを推進 炭素集約型産業の海外移転は不要 来年から炭素含有量の報告が求められる](#)」、2024年10月24日

Taipei Times、「[Carbon tariff bill could come this year: minister](#)」、2025年2月18日

日本台湾交流協会、「[台湾当局や企業におけるCBAM対策を中心とした気候変動対策の対応に関する調査](#)」、2025年2月

【台湾】 自国におけるカーボンリーケージ対策状況 (3/3)

台湾版CBAMに対する産学官関係者の意見

台湾セメント (セメント最大手)	<ul style="list-style-type: none">炭素税制度には台湾版CBAMを併用する必要がある。そうでなければ、輸入品に炭素コストの支払い義務が課せられず、業界は破滅するだろう。(2024年10月報道)サプライチェーン排出量の管理が世界的なトレンドになっている今、政府が政策を通じて国外のサプライヤーに排出情報を求めるならば、国内企業のグローバルサプライチェーンにおける排出量管理の負担軽減に繋がる。(2025年2月報道)
中国鋼鉄 (鉄鋼最大手)	<ul style="list-style-type: none">CBAMを推進することは、国外の低価格・高排出量の製品によるダンピングやカーボンリーケージを避けるためにはプラスの意味を持つ。(2025年2月報道)
中華民国全国工業總會 (台湾最大の商工団体)	<ul style="list-style-type: none">2025年中にカーボンプライシング対策チームを設置し、各業界の合意形成を促進する。公正な国際競争のため、国内のカーボンプライシング制度を設計すると同時に、台湾版CBAMを推進していくべきである。(2025年1月報道)
国立精華大学 范建得教授	<ul style="list-style-type: none">気候変動対応法第31条では既に、輸入品に対して排出量に応じた料金を徴収する仕組みと法的権限について規定されている。しかし、炭素税がある中で台湾版CBAMを推進することは、産業界に法律順守の大きな負担をかけることになる。そのため、現段階において台湾版CBAMを導入すべきかについては慎重な評価が必要である。(2025年1月報道)
行政院經濟貿易交渉室 副首席交渉代表	<ul style="list-style-type: none">CBAMを実施する場合は、手続きの透明性を重視し、第三者検証の実施に係る貿易障壁を回避するなど、他国の利害関係者が懸念する問題を考慮すべきである。(2025年1月報道)

3-6. 韓国の動向

【韓国】 EU CBAMへの対応状況 (1/2)

EU CBAMに関する韓国・EU間の協議状況

- EU CBAMに関する韓国・EU間の交渉内容は詳しく報じられていないものの、韓国政府は各種の会合において、**韓国企業にとって公正な競争の場を確保するようEUに対して繰り返し要請している。**

発言者	時期	内容
産業通商資源部 通商交渉本部長	2022年12月	欧州委員会及び欧州議会の関係者と面談し、EU CBAMが韓国の輸出業者に対して差別的に適用されないよう要請。また、WTOやFTAなどの国際貿易規範に適合した制度を整備すべきだとの立場を伝えた。 (産業通商資源部通商交渉本部長のEU訪問時)
産業通商資源部 通商交渉本部長	2023年10月	EUの上級副委員長(貿易担当)と面談し、CBAM等に関する韓国政府及び産業界の立場を説明。韓国・EU間の貿易・投資への影響の最小化のために積極的に協力するよう要請した。 (第11回韓国・EU自由貿易協定(FTA)貿易委員会)
外務副大臣	2025年5月	欧州対外活動庁アジア太平洋局総局長と面談し、CBAMに関して、韓国企業に公正な競争が保証されるよう要請した。 (第21回韓国・EU合同委員会)

【韓国】 EU CBAMへの対応状況 (2/2)

EU CBAMに関する韓国国内での対応状況

➤ また、国内においては、CBAM対応が必要となる**企業に対して各種の支援を提供**している。

分類	時期	内容
省庁横断タスクフォースの運営	2023年2月～	CBAM対応のための省庁横断タスクフォースを2023年2月に立ち上げ、各省庁の対応状況の点検・調整や、業界支援戦略の策定を実施。
解説書の公表	2023年10月～ 2024年6月	「EU CBAM 移行期間における実施ガイドライン」や、EU CBAM対象産品毎の解説書を順次作成・公表。
セミナー等の実施	随時	企業向けのCBAM対応セミナーを実施している。2025年は以下の要領で6回開催予定。 <ul style="list-style-type: none">日程：[概要セミナー] 2025年3月、5月、9月 / [詳細セミナー] 2025年7月、10月、12月主催：産業通商資源部、環境部、中小企業・スタートアップ部、関税庁目的：中小企業向けの政府による排出量算定コンサルティングサービスなどの支援策を紹介し、EUオムニバス簡素化パッケージのCBAM関連事項についても解説する
個別支援対応	随時	中小企業・スタートアップ部は、CBAM対応のための中小企業支援を実施。2024年度は110社、2025年度は185社を対象とする。 CBAM対象6産品のうち1つ以上を輸出する企業は、製品レベルの排出量の算定や輸入業者への報告に関してコンサルティングサービスを受けることができる。

出典：企画財政部、「EUカーボンボダー調整システム準備と今後の対応方向性」、2023年10月16日

環境省、「EU炭素国境調整スキーム(CBAM)移行期間実施ガイドライン」、2023年10月17日

カーボンニュートラルとグリーン成長委員会、「炭素国境調整制度(CBAM)に関する政府支援事業の概要」、2025年3月14日

カーボンニュートラルとグリーン成長委員会、「CBAMへの対応として、排出量の計測・報告・検証コンサルティングの支援を開始しました」、2025年2月20日

【韓国】 自国におけるカーボンリーケージ対策状況

韓国ETSにおけるカーボンリーケージ対策

- 韓国においては、CBAM導入の検討などは具体化していないとみられる。
- その他のカーボンリーケージ対策として、韓国ETSにおいて、**カーボンリーケージリスクが高い部門に対しては排出枠の全量が無償割当**していることが挙げられる。

